

令和元年度 東京都税制調査会

第2回小委員会

令和元年7月16日(火) 9:30~11:42

都庁第二本庁舎31階特別会議室22

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これから令和元年度第2回小委員会を開催させていただきます。

本日は、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。お手元には次第、座席表をお配りしてございます。

また、本日の議事進行でございますが、諸富小委員長が欠席のため、池上会長に小委員長代行をしていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【池上会長】 それではよろしく願いいたします。

議事に入らせていただきます。

本日の議題は所得課税のあり方についてです。この後、土居委員と佐藤委員にプレゼンテーションを行っていただきますが、その前に論点などについて事務局から説明をお願いします。

【工藤税制調査課長】 それでは、私から論点を説明させていただきます。

お手元の画面に表示いたしました資料1「第2回小委員会の論点」、こちらを御覧ください。

前回の第1回小委員会では、地方自治体の財政を支える視点として、地方税財源の拡充の必要性、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な税体系の構築、そして地方財政調整制度に関しましてあるべき姿、望ましい姿、いわば枠組みにつきまして御審議いただきました。

今回は、その具体的な方策としまして、所得課税のあり方について御審議いただきたいと存じます。

論点の一つ目は、個人所得課税についてですが、近年、副業、兼業するマルチジョブスタイルや、いわゆるフリーランス、ネットを介して業務を行うクラウドワーカーなど、雇用関係によらない働き方、あるいは正規、非正規といった二者択一的ではない雇用の形態など、働き方も変わってきております。また在留外国人につきましても、増加傾向が見られます。

こうした変化、現状を踏まえつつ、各種控除も含め、適正公平な観点から個人所得課税について御審議いただければと存じます。

二点目は、金融所得に対する課税でございますが、安定的な資産形成を支援するとともに、税負担の公平性等の観点から、各諸制度のあり方について御審議いただきたいと存じます。

最後に、ふるさと納税制度でございますが、今年度、個人版のふるさと納税につきましては税制改正がございました。また、いわゆる企業版ふるさと納税につきましては、今年度までの時限立法でございますが、期限の延長や制度拡充を求める要望も出ております。こうした状況等も踏まえまして、御審議いただければと存じます。

資料につきましては後ほど御説明させていただきます。

以上です。

【池上会長】 本日の議題に係る論点は以上のとおりです。内容につきましては、土居委員と佐藤委員からプレゼンテーションをいただいた後で、皆様に御審議いただきます。

それでは、まず土居委員からプレゼンテーションをお願いいたします。

【土居委員】 皆さん、おはようございます。私のほうから、個人所得課税に関する私見ということで

資料2に沿いながらお話をさせていただきたいと思います。

事務局の論点もありましたように、個人所得税制における控除のあり方、それからあとは老後の資産形成を支援する税制に関して、二点に絞ってお話をさせていただきたいと思います。

我が国の個人所得課税における一つの課題は、所得再分配機能の回復ということで、これまでも累次にわたる控除の見直しが近年行われてきたということは御承知のとおりかと思えます。

ただ、我が国では、所得控除が多くて税額控除は少ないというのが実情で、それによって所得再分配機能が弱まっているということは否めないというふうに思えます。そういう視点からの改革というものが今後、求められると思います。

それから、更に非課税所得として、高齢者の遺族年金、これが高齢者世代内の不平等をもたらしているという点も取り上げたいと思います。

それからもう一つは、老後の資産形成を支援する税制。最近、何かと注目をされておりますけれども、私は二点問題があるというふうに思っていて、現状は後で御紹介するように、一時金払いが横行しているということ、それから私的年金制度と非課税貯蓄制度が林立してわかりにくくなっているということで、これを税制を改めることを通じて、これら二つの問題を解決するという方法があるのではないかということを申し上げたいと思います。

3ページにいきまして、まず我が国の所得控除と税額控除の実態ということでありまして、これは釈迦に説法でありますけれども、税額控除が右下のほうに0.3兆円というふうに書いてあるものになっているのに対して、広い意味での所得控除というのは、所得計算上の控除も入れて、約150兆円に達しているということで、かなり課税ベースがそこで失われているという状況にあるということでありまして。当然ながら、この所得控除は直面する限界税率が高い所得層の人ほど、より多く税負担軽減効果を受けるということでありまして、所得控除が大きいということはそれだけ所得再分配機能を弱めているということになっているということだと思います。

2013年以降、累次にわたる税制改正が行われてきたということでありまして。既に2020年の所得から適用される控除の見直しというのも既に決まっておりますけれども、ひとまず実現しているものということで、4ページに2013年の給与所得控除の上限設定から2018年の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しまでの所得税制にまつわる、これはもちろん個人住民税にも影響があるものも入っておりますけれども、税制改正がこのように行われたと。この中には給与所得控除の上限見直しだけでなく、いわゆる譲渡所得課税の軽減税率の廃止、それから最高税率の引上げといったように、ある意味でバラエティーに富んだ税制改正が行われてきたということでありまして、この税制改正が所得再分配機能に対してどういう効果をもたらしたのかというところを私がジニ係数を用いて分析したものをちょっと御紹介したいと思います。

分析に用いたのは、慶應義塾大学で収集している日本家計パネル調査（JHPS）という5ページにあるような調査で、ちょうど2012年の収入を土台にして、そこからマイクロシミュレーションという手法で分析をして、税制だけが変わったときにそれぞれの所得、可処分所得がどのように変化して、それによって所得再分配機能がどう変わっていったかということ进行分析しているということでありまして。

ちなみに社会保障制度はこの2013年から2018年まで保険料率の引上げとか様々に変更は行われているんですけれども、その効果まで入れてしまいますと税制改正の効果だけをとるということはなかなかできませんので、仮想的に2012年の社会保障制度がそのままであったと。ただし、所得税制のみが先ほど御紹介したような累次の改正が行われるということになったとしたら、所得再分配はどうなっていたかというのを分析しているというのがマイクロシミュレーション分析の狙いということでありまして。

分析手法としては、等価世帯可処分所得と、7枚目ですけれども、等価世帯可処分所得ではなかったジニ係数ということにしております。JHPSのデータは2,338世帯が利用可能になっているんですけれども、これですと全世帯5,200万余世帯あるような現状からすると少し少な過ぎますので、比推定という方法で抽出係数を用いて、より現実的な状況を作り出していくということでもあります。

9ページがその結果ということでもありますけれども、結局ジニ係数はどう変化していったかという、確かに累次にわたる税制改正によってジニ係数は低下していったと。その中で最も大きかったのは、2013年のところであります。給与所得控除に初めて上限を設けるということだったり、復興特別所得税も導入されるといろいろありますけれども、そこで一段階前のジニ係数と当該ジニ係数との差をReynolds-Smolensky indexというものがあって、これは差をとっているわけですが、どれだけジニ係数が下がったかというものをこの数字であらわして、プラスの値というのは格差が縮小しているということの意味するわけですが、一番大きいのがこの2013年の税制改正。それに次いで大きいのが2015年の税制改正ということで、これは最高税率を40%から45%に上げたというのが、このあたりが格差縮小には相対的に大きな影響を与えているということがわかるということで、そういう税制改正というのは確かに格差を縮めることに寄与するということではあるんですけれども、いかんせん、一連の所得税制改正でジニ係数は0.3280から0.3260に下がったという程度にしか下がっていないという意味では、所得格差縮小の効果というのは総じて小さいと言わざるを得ないというふうに思います。

そういう意味では、所得控除のものは控除を見直していくということでは限界があるのではないかとという意味で、税額控除化の検討というものが所得格差縮小には必要なのではないかとというふうに思います。

もう一つ、非課税所得ということでもあります。非課税所得の代表例ということで言いますと、高齢者の遺族年金というところであります。高齢者の方が配偶者が亡くなると配偶者の年金受給権のほうがより多く給付がもらえる場合には、その配偶者の年金受給権を引き継ぐという形のいわゆる遺族年金があるわけですが、今の仕組みでありますと、11枚目のスライドにありますように、(1)か(2)のどちらか多いほうということで選択できるんですが、この計算例で言えば(1)のほうが選択されるということになります。夫が197万円年金をもらっていて、妻が125万円、自分の受給権でもらっていたところで、夫が亡くなったということになった場合に、このケースでは夫の厚生年金の4分の3を引き継ぐということになりまして、結局残された妻は167万円の年金を受給するのですが、この42万円分は所得税が全くかからない。さらには、もっと言うと、社会保険料を計算するところでも所得としてカウントされないと。こういうことになっているということで、ただでさえ所得税を払わなくていいということである上に、社会保険料も減免されるという、こういうような状況になっているということでもあります。

もし、単独で自分の年金受給権で単身で167万円を受けているという高齢者がおられれば、その方は丸ごと167万円が課税対象になりますし、もちろん控除がありますから、大きな所得税が発生するというほどの金額ではありませんけれども、さらにはもう一つは167万円という所得に対して社会保険料がいくばくか生じると、こういうことになりますので、そういう意味で世代内での不公平というものが生じている。

これは年金の問題じゃないかという、いや、決してそうでなくて、所得税法で非課税所得と規定されているので、第一義的には税制で非課税であるということを改めるということをしなければならないということでもあります。

次いで、時間もございませんので、次の話題に移りまして、安定的な資産形成を支援する制度という論点に関しての私見を述べさせていただきます。

この13枚目のスライドは、老後の備え等に対する自助努力への主な支援措置の現状ということで、2018年10月の政府税制調査会が出された資料をそのまま載せております。下が公的年金で、下から二つ目が私的年金で、退職金共済がありながら貯蓄制度があって、一部NISAが非課税貯蓄制度ということになっていると。マル優も非課税貯蓄制度ということになっていると、こういうようなところでありませう。

見方はいろいろあるんだと思いますけれども、やはりいろいろな制度がいろいろ組み合わせれば多様な蓄え方ができるというふうにポジティブに捉えることもできれば、どれを自分の老後に備えて使えばいいかということについて、なかなか一定の見方がつかみにくいという意味でわかりにくいということもあるかもしれないと、こういうことであります。いろいろな仕組みがあるということでもあります。

しかもそれは税制面でも必ずしも十分に統一的な仕組みとして整えられているということではなくて、それぞれに仕組みがそれぞれの理屈で構築されたというような状況になっていると。その中で最近、特に私的年金で個人型の確定拠出年金iDeCoもでき、それからNISAもでき、最近になってiDeCoとNISAという新しい老後の備え方ができたということで、それらがよりよく活用されることを期待するということでもありますけれども、14枚目のスライドで、合計で言えば稼働しているか否かは問わず、大体3,000万人ぐらいの方が利用されているということだけでも、もう少し多くの方に利用されたほうがいいのではないかという見方が強いという、そういうような状況であります。

その中で税制はどういうふうにこれらに対応しているかということが15ページでありますけれども、いわゆる私的年金は、拠出時非課税、運用時非課税、給付時控除付きの課税。控除付きの課税ということでtというふうを書く場合もありますけれども、非課税、非課税、課税ということでEET型というふうに言われます。それから非課税貯蓄制度というのは、NISAが近年では代表的ですけれども、昔からあるものとしては財形貯蓄、これらは後で拠出するということになりますけれども、運用時非課税、給付時非課税と、TEE型の仕組みというふうに言われていて、それぞれに特徴があるということでもあります。

確かに諸外国にも似たような仕組みはあるということでもありますけれども、我が国では私的年金はEET型で、非課税貯蓄制度はTEE型であるという、そういうすみ分けが今のところのすみ分けということになっているということでもあります。

この私的年金のほうでありますけれども、16枚目のスライドで、企業年金が使える人と使えない人がいるということへの配慮ということで、個人型の確定拠出年金の拠出枠が人によって異なるという、少し複雑な仕組みになっているというのが16枚目のスライドであります。企業年金が使えるか使えないかによって、個人型の拠出枠が違うということは理屈としてはわかるのですが、じゃあ一体非課税拠出枠というのはどういう目安でこの金額になっているのかということところは、一応の算段はあるようではありますが、とても国民が共通のコンセンサスをもって、それでよいからその拠出枠で行こうというふうにして税制が決まったとはとても言えない状況であります。

なので、2,000万と言ってみたり別の金額で出してみたりとか、一体幾らを目安としてこの拠出額があるのかということところが必ずしもはっきりしない。一応の算段はあるのはそのとおりなんですけれども、人によるということだとか、さらには幾ら備えればいいということを暗に示唆しているのかとかということところはかなり不明瞭になっているということです。

更にもう一つ厄介な問題は、この確定拠出年金というのは、年金保険を意味しているわけではないということでもあります。年金保険というのは、御承知のように、同じように老後に備えて拠出するんだけど、早く亡くなった方の拠出を長生きした方の給付に回すというような形のリスクシェアができるというのが年金保険ということでもありますけれども、確定拠出年金というのは年金保険を自明に意味するもので

はないということであります。ですから、一時金で受給するということが許されておりまして、更に年金商品を購入することで初めて終身年金とか有期年金とかという形で受け取ることはできるという、そういうような形になっていて、年金という名前は何ゆえ年金というのかといえ、この17枚目のスライドの年金払いになるということぐらいしか根拠はなく、年金保険を自明に意味しているわけではないというところは一つ注意をする必要があるということだと思います。

結局、一時金払いで受け取れるということになりますものですから、18枚目のスライドですけれども、今の税制は、一時金払いがかなり軽くなっている。もちろん累進課税ですから一時金払いを何の配慮もなく所得を受け取ったところでたちまち累進課税にすることになれば、それは年金払いよりも不利になってしまうという逆の問題がありますから、直ちに優遇を与えないということの意味するわけではありませんが、今の実情は一時金払いのほうがかなり税負担が軽くなるというような状況が実は知られておりますので、せっかく老後に備えてと言っている年金が一時金払いになってしまっていると。一時金払いが多用され過ぎているという、そういう状況にあるということであります。

そういう意味で、最後締めくくりますけれども、我が国の制度の欠点というのは、今御覧いただいたように、一時金払いが横行しているということ、それから私的年金制度と非課税貯蓄制度が税制面から見ても林立しているという状況で、確かに税制優遇はそれぞれに非課税拠出枠という形で与えられてはいるのですけれども、それがどういう哲学のもとにその金額になっているかということが統一性、一貫性が残念ながら無いというような状況であります。

そこで、老後に備えた資産形成ということになると、どういう議論の立て方があるだろうかということでもあります。確かにいろいろ直接、今日の話題の所得税制にまつわる議論に着手することでも大事なんですけども、それよりも前に国民の理解を得られるような、誤解を与えないような、そういう議論の提起というのがまずは露払いとして必要なだろうというふうに思います。

貯蓄を促進するということは、目下の消費を減退させるんじゃないかという誤解があるが、ここでは決してそこまでたくてそうしているのはなくて、あくまでも銀行預金口座に寝かせていけば老後に備えられるというふうに思っていたのは間違っているんじゃないかと。つまり分散投資を促すということであって、更に言えば、今は金利が低いのでそこまでの差異はありませんけれども、銀行預金口座は20%の所得税がかかるのに対して、今、御紹介したような仕組みというのは運用時非課税だという意味において、あえて老後に備えるために優遇を与えているということなのだから、それを活用するという意味においてメリットがあると、国民にもメリットがあるということを広く認識を広める必要があるのではないかと。

それからもう一つは、非課税貯蓄枠とか非課税拠出枠というものを与えるということは、それだけ枠を多く使える人はより所得の高い人ではないかということで、そういう優遇というのは金持ち優遇じゃないかという、そういう誤解も当然生じると思いますから、決して金持ちばかり優遇しているわけではなくて、むしろ中低所得層の老後の所得保障を強化するための仕組みということで、拠出枠の大きさもそういう形で整えると。中低所得層だともう拠出枠の3分の1ぐらいしか使わないと。枠いっぱい使える人というのは相当な貯蓄のできる余裕のある高所得者だというような形の枠の与え方ということになりますと、当然金持ち優遇という話も出てきますし、税収が失われるというような問題もありますから、その点のバランスというのはとっていく必要があるだろうというふうに思います。

そういう意味で言うと、私はまずは一時金払いと年金払いの同等性を確保すると。つまり割引現在価値に直して、同じだけ所得税を払う、住民税を払うと。こういう形の一時金払いの課税の見直し。具体的には退職所得課税がかなり軽減されていますので、強化することになるだろうと。別にこれはペナル

ティーを与える意味で強化するという意味ではなくて、同等性を確保すると。基本的には老後に備えるということなので、一時金で払い出して、それであれば自分で手元に置いてタンス預金にして毎年使っていきますからというのではなくて、毎年幾らずつぐらい生活費が必要だということだから、公的年金と合わせてその金額を年金払いにしてもらおうという、そういう形にしていく必要があるのではないかという意味であります。

それから、当然ながら高所得者に対する年金課税は、一つ目の今日のトピックスと重なるところがありますけれども、公的年金等控除を縮小して、所得再分配機能を強化するという意味において、これも必要とするんじゃないかと。

それからもう一つは、私的年金と非課税貯蓄制度の拠出枠を統一するということが必要なのではないかと。そのためには当然ながらその口座についてマイナンバーで付番をして名寄せをし、そして私的年金という形で幾ら、それから非課税貯蓄として幾ら、それぞれ拠出枠を与えて、その拠出枠を合算する形で優遇する金額を明示するというにすることになるということがあつていいんじゃないかと。

最後に、これは幾ら貯蓄が必要かということでもありますけれども、私の週刊エコノミスト7月16日号の『「老後2,000万円」を税制改革で解決』するということでも少し述べさせていただいているんですが、そもそも2,000万円が老後に必要だというのはある一定の仮定を置いたもとでの方にとって2,000万円必要なのかもしれませんが、国民全員が2,000万円必要だということはまずあり得ないということでもあります。

そのためには、公的年金だけで生活がどれぐらいできるのかと。特に所得代替率という計算が日本では少し歪んだ意味で使われている。つまり65歳で公的年金をもらい始めたそのときに現役世代の平均所得と比べて何%かというのが公的年金の財政検証などで使われる所得代替率という考え方ですが、OECDとかでは現役最後の3年間の平均の所得に比して、つまり自分の所得に比して幾ら給付なり私的年金の分配なりが受けられるのかという、そういう計算方法がありますので、あくまでも人と比べて幾らというよりは、自分の現役世代の生活と比べて老後はどのぐらいあれば大丈夫かという、そういう視点で見る必要というのは私はあるんじゃないかと思っていて、そういう意味における所得代替率ということではありませんけれども、そういたしますと当然ながら、公的年金の財政検証で所得代替率が50%を割るか割らないかとかと言っている話とここで言っている話というのは、ちょっと違う意味でありまして、公的年金だけで足りるのか足りないのかというお話は、それは人それぞれというところであろうかと思えます。

ですから、そういう人それぞれの自分の現役世代のときの所得と比べて老後にどれぐらい毎年、毎月、お金が必要かということとらみ合わせながら、私的年金がどのぐらい必要かということを考えるということなんだろうというふうに思います。

それからもう一つ、TEEとEETのメリット・デメリットというのもよりきめ細かく踏まえる必要があつて、どちらかで有利、どちらかで不利というようなことにならないようにするということは必要で、特に低所得者は世界的に見ると割合TEEを利用すると。つまり、これからひよっとしたら自分はもう少し所得が増えるんじゃないかとか、ないしは今、拠出できるものには限りがあるけれど、運用して大きく増えればそのときに税金がかかるという形でなく、そのまま非課税になるというほうがいいというふうに思う人がTEEのタイプの蓄え方を利用するということがあります。EETはむしろもう安定している方といいましょうか、確実に非課税で拠出して、もちろんそこで運用で大きく増えて、たくさん給付が受けられるというようなことになればその分税金を払うというのはやむを得ないという形でEET型の年金を受け取るというような形で受け取られるのがいいというふうに思われる方もおられるということですので、それは当然、老後に備える備え方がどちらがいいかということの個人の判断なので、どちらかがよくてど

ちらかが要らない仕組みだというわけでは私はないと思っているんですけども、ただそれが有利・不利というものが余り出ないようにするという必要があって、最後は合理的な拠出枠を認めて税制優遇というのはどのぐらい税収を失わせているかということを確認しながら老後の資産形成を支援するということを進めるべきではないかというふうに思います。

以上です。

【池上会長】 土居委員、ありがとうございます。

それでは、ただいま土居委員のプレゼンテーションについて、皆様から御質問などがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

ただいまは、所得再分配機能の回復と老後資産形成の支援という両面からの改革について、積極的な御提言をいただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 大変わかりやすいお話をありがとうございます。

幾つか教えていただきたいのは、露払い的な誤解を解くという話だったので、そのところがちょっとわかりにくくて、土居さんの言った話では何となく現在の消費を減らすという議論に対する説得力がなかったように聞こえたので、もうちょっとはっきり言って現在の消費は減らないんだというためにはどういうふうに言うのかという話をちょっと教えていただければなど。要は、タンス預金か銀行に預けたとしても銀行が運用してくれれば $S = I$ なんだからそっちで回ってくればいいという意味で言えば、貯蓄に回したからといって需要が減るわけではないというのは基本的にはあるわけじゃないですか。そういう意味ではどうでもいいという話は一般的にあるという意味での、貯蓄が増えたからといって大丈夫なんだという $S = I$ の話なのか、それとも、それとは別の議論で展開されているのかというのをちょっと一つ教えていただければというのが一つと、それからもう一つ、今回、所得税による再分配機能ということで、最後の資産形成の話と関係するんですけど、金融所得に関する分離課税の問題というのをそれが所得再分配上、意味を持っていて、そこを手をつけたほうがより総合所得課税が可能かどうかというのは非常に難しいかもしれないけれども、考え方として、金融所得に関しても通常の所得課税を課していったほうが資産形成は形成で頑張ってやっていただければいいと思うんですけど、イコールフットィングという意味で、がっばり儲かったらがっばり払ってくれよと、儲かったからしょうがないよという話にするのか、金融に関してなぜ分離をそのまま手をつけないのかという話は土居先生のお考えなのかなと、ちょっと教えていただければと。

【土居委員】 御質問ありがとうございます。

消費減退の話は少し違ったロジックで、どちらかというところと当然、全く備えていなくて、理想的には備えるためにもう少し貯蓄をしたほうが良いという方がおられて、その方に非課税の仕組みがありますと勧めて貯蓄を促すということは、これは確実に消費を減退させることになるので、それは決して消費を減退させていないということを言いたいわけではなくて、いやむしろそういう人は、本来は理想的には消費をせずに貯蓄を増やしたほうが良いということなので、本人にとってはそのためになっている。ただし、マクロ経済で見ると消費が減ることだと思えます。

ただもう一つは、逆に予備的貯蓄が多いといいましょうか、過剰に貯蓄している中間所得層というのがあり得るというふうに私は思っていて、そのためにはこの21枚目のところで、ある一定の仮定を置かざるを得ませんけれど、ライフプランを示して非課税貯蓄枠という形で貯蓄の目安を示してあげると。つまりこれぐらいまでならば、やはり老後には備える必要があるけれども、非課税貯蓄枠を超えてまでして貯蓄するというのは、よほど高齢者になった後で年二回ぐらい海外旅行に行きたいとかもっとぜいたくした

いとかという、そういうことがあれば、もちろん非課税貯蓄枠を超えて貯金をしていただくということはそれはどうぞ、御自由にと。ただし、当然非課税貯蓄枠を超えているので、後段の質問になりますけども、金融所得課税で運用には課税されますという、そういうことになるので、その点はお含み置きくださいという、そういうような意味において、過剰な貯蓄をしなくていいというメッセージを非課税枠で示すということもあり得るんじゃないかというふうには私は思っていて、それが非課税枠と。非課税枠で運用できるということは、すなわち銀行口座で運用先は銀行にもうお任せでどうぞ御勝手にと、私は定められた金利で元本保証で預金をしますからというのではなくて、投資信託とかいろいろな方法で資産運用をしながら分散投資していただくという、そういうところなので、その部分においては消費は減退しないというふうにまあ考えているということなので、トータルで減退するかしないかはよくわからないけれども、少なくともこの老後の資産形成を支援する税制というのは、ただひたすら貯蓄を促す方向ばかりに行く仕組みだというわけではないと。過剰に貯蓄している中間所得層に非課税枠という形で貯蓄の金額の目安を与えて、それ以上貯蓄する必要は必ずしもないですよ。なぜなら、それなりにライフプランの根拠を持ってこれぐらい貯蓄していれば老後はこれぐらいのさきき申し上げた意味の所得代替率が保障できますからと、こういう意味で申し上げたというところであります。

後者の質問は、結論から申し上げますと、私は分離課税で行くべきだと思っています。金融所得はやはり所得を計上するタイミングを幾らでも変えられますので、そうすると累進課税、総合課税して累進課税してもやはり課税のタイミングをずらすことで高率の税で課されるというのを逃れられるということはあるし、さらには損益通算を認めろという話にも当然総合課税になるとなってくるということになると、わざとお金を借り入れる形にして、支払利子と相殺するとかそういうようなことをして、累進課税を逃れられるというようなことになってしまうと、何のために総合課税したんだろうかということにもなる。私は基本的には二元的所得税のような形を認識しているわけですがけれども、金融所得課税については定率で、定まった率で分離課税にすると。その分離課税はもちろん今の20%でいいのかと言われると、それは所得再分配上の配慮からすればもう少し高い率にしたほうが所得再分配機能はより働くと。現に、先ほど御紹介した2014年の税制改正で、金融所得課税は10%から20%に税率が引き上げられていて、それによってジニ係数はわずかではありますけれども下がっているということもありますので、やはり金融所得課税で定率であっても分離課税であっても、率を上げることでジニ係数を下げるといえるところはあるだろうというふうに思います。

【池上会長】 それでは、他に土居委員のプレゼンについて御質問がございましたら。いかがでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

二つほど質問させていただきたいと思います。今日のお話は、基本的に所得税の課税の適正化について、老後の資産形成の観点からしていただいたという理解をしています。一つ目の質問は、この改正、改革によって、地方税の影響はどういう影響があるのかという観点でございまして。と申しますのも、この税制改革をした場合の地域的な税収の分布というんですかね、そういったものがどういう形になるのかという部分が少し気になったもので、そこをお教えいただき、もしお考えがあれば、それもお教えいただければというふうに思います。

二つ目は、遺族年金の非課税所得に関して、先ほど遺族年金の社会保険料とのリンクとかそういった観点からもお話があったわけですがけれども、住民税の非課税所得自体に関して、土居先生なりの何かお考えがもしあれば、お聞かせ願えればと思います。



【土居委員】 御質問ありがとうございます。

一点目の地方税への影響ということでありまして、もし私が申し上げたような意味で改革といいますか税制改正が行われるということになりますと、当然ながら一時金払いの所得、これは一時所得になる場合もあれば退職所得の累進分離課税になる場合もありますけれども、いずれにせよそれぞれで住民税は課税されることとなりますので、ある意味での課税ベースの拡大ということになって、それがどれぐらい入ってくるかというのはちょっと金額的にはまだ、いかんせん、そもそも一時金払いがどれぐらい生じるのかとか、そういうのが予見できないものですから、ないしは別の言い方で言えば、過去の一時金払いに対する課税が幾らだったのかということからさかのぼって、もしその一時金払いと年金払いを同等にした場合に、どれぐらい税収が追加されるだろうかというふうな、過去のデータから仮想的に計算するという方法でどのぐらい増えるかというのが出てくるかもしれませんけれども、いずれにせよここは一時金払いと年金払いを同等にするということになれば、今、一時金払いで軽課されて一時金払いとして受け取っている方の部分についての実質的な課税強化、本当は厳密に言えば年金払いに誘導するということが主なんですけれども、年金払いに誘導された結果として一時金払いだったら払わなくてよかった所得税や住民税を年金払いにすることによって払ってもらうという、そういう形でそれぞれに税収が入ってくると。

です。ここでは一時金払いが残ったまま税収が入ってくるということを想定しているというよりは、むしろ一時金払いがほとんどなくなって年金払いになるという形になりますので、わりと毎年、安定的に年金払いによって住民税が入ってくるというようなことが地方税としても想定されるだろうということです。

恐らくは、お住まいになっているところで年金払いの住民税を払うということになるので、余り働いていたところで税金を払うというよりは老後に住んでいるところで年金払いになって、そこで住民税を払うという、そういう形になるかと思えます。そういうところが私が今、一つ意図しているところという話であります。

それから非課税所得については、実は以前はそんなことを言ったって情報もないんだからどうしようもないじゃないかという話があったんですが、つまり自治体に遺族年金を誰に幾ら払ったかという情報は全く今までは行っていなかったんですけども、先般、介護保険で補足給付を受けるときには遺族年金の受給額もカウントに入れて、補足給付の可否を決めるという、そういう制度に変わりましたものですから、実は日本年金機構は誰に幾ら遺族年金を払っているかということ自体の情報は持っているわけでありまして、自治体に渡すということも合法的に認められているわけでありまして、それをもう少し体系的にすることなんだろうと思います。普通に本人の受給権でもって給付しているのはちゃんと自治体に、もちろん少額なのはちょっとあれですけども、一定以上の、100万円ですかね、一定以上の額を払っている高齢者の本人の受給権のもとに払っている給付は全て情報が自治体にも行っているわけでありまして、遺族年金になった途端に同じように払っているのに情報が行かないという。それは非課税所得だからだという、そういう理由で情報を渡さないということは何か縛りがあるのかということ、別に単に非課税所得だから自治体もその情報をもらわなくても住民税は適正に徴税できるし、社会保険料も非課税所得は含めないということがルールになっているので、保険料を計算するときに非課税所得の情報を使わないということだからもらってなかったというだけの話なので、同じ自治体の中にお住まいになっておられる方で遺族年金という形でもらう方と、本人の受給権のもとに給付を受けられる方との間で払う税と保険料が違うというのはやはり一つの不公平をもたらしているんじゃないかという意味において、かつ、決していきなり課税されるかどうかというのは自明ではなくて、今までどおり地方税における非課税限度額はあるわけですし、公的年金等控除もあるわけですから、ちなみにここで言っている、20枚目で言っている公

的年金等控除の縮小というのは高所得者の高齢者の公的年金等控除を縮小するということであって、低所得者の年金等控除を縮小するということを意味しているわけではありませんので、そういう意味ではいきなり課税されるかどうかというのは自明ではないわけで、そういう意味では一旦計算上所得としてカウントした上で、もし、他にもっと御自身で受け取られている所得があるとすれば、それは合算した上で税金を払う必要があるということであれば税金を払ってくださいと、こういうようなことになるんじゃないかというふうに思っております。

【池上会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にございましたら。

それでは、時間もございますので。土居委員、大変ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員よりプレゼンテーションを行っていただきます。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 では、大体20分ということですので、若干というか結構土居先生のほうとも重複がありますので、大事なことはもう既に言われているということを前提に私のプレゼンを進めたいと思います。

まず、今回、税制改革を考える上でどれぐらいのところまでスパンとして考えるか。もちろん来年度の税制改正という超短期のこともありますし、2025年に向けてという若干中期的な話もあるんですけども、昨今、2040年というのが一つのメルクマールになってきておりますので、2040年の税制ってどんな税制になるかなというのを少し想像力を膨らませて考えてみようということになるわけです。

我々はわかります。でも若い方々はまだ現役ですよ。私は多分違いますけど。ですので、決して2040年はそんな遠い未来ではないということを繰り返して言いたい。うちの学生にもさんざん言っているんですけども。

さて、2040年の日本はどうなっているのかなという、恐らくこれまでと、我々がこれまで前提にしていた税制のあり方、その前提が大きく崩れるだろうと。その最大のポイントはやっぱり雇用の流動化だろうということになります。つまり、これまでやっぱり一社で働く、終身雇用を前提に一社で働くということが典型的な雇用スタイルだったわけですが、これからは雇用的自営、いわゆるフリーランスというのがこれから出てくるだろうし、もちろん会社で働いていても副業ということがあり得るわけですから、一つの会社だけから収入を得るという時代では必ずしもない。その心は何かというと、この源泉徴収アンド年末調整という、この仕組みが果たしてどこまで機能するかという問題が出てくるということ。

それから今日のお話とは直接関わらないんですけども、これから経済取引は、これまではB to Cなんですよ。基本的に皆さん、お店に行ってお買い物をする時代なんです。しかしこれからは個人と個人が、メルカリが典型例ですけども、個人と個人が取引をする時代。もちろんこれは民泊もそうです。Uberもそうですよね。ライドシェアリングがそうですね。なので、そういういわゆるシェアリングエコノミーと言われますけれども、そういうC to Cビジネスというのがこれから出てくるだろうという、そういうことを視野に入れて税金ということを、税制ということを考えなきゃいけない。もちろんこういうシェアリングエコノミー、デジタル化というものを阻害してはいけません。これは第一条件。ただ、これまで余りにも日本の税制というのは個人所得税を含めて、課税のポイントを企業に依存していたわけです。

さて、このままで大丈夫ということになってくるわけで、遠い将来、遠くの2040年を視野に入れると、やっぱり課税のポイントが家計や個人に移ってくるんじゃないかということ。これはちょっと念頭に置いておいたほうがいいのかという気がします。それをつらつらと書いているこのあたりは別にいいです。

じゃあ何が言いたいんだということですけども、所得課税に今度は絞って考えると四点です。一つはもう既に土居委員からも言われていますので、所得課税の再分配機能の強化というのはなきゃいけないだろう。ギグエコノミーとも言いますが、これから所得に低い人たちというのが生まれてくるんです

ね。ですので、こういった人たち、働いているけど所得の低い人たちという、こういうところにどうやって光を当てていくかという、そういう再分配政策が求められるだろうということになるわけです。

それから働き方の多様性という観点から見ると、やはりそれに対して中立かつ公平な税制というのが求められます。これは何のことを言っているかという、所得区分です。実は普通に働いているサラリーマンは給与所得ですが、フリーランスは事業所得です。この給与所得と事業所得によって経費の扱いが全く違うということ。それから社会保険の適用も違うということ。さて、これが果たして働き方の中立性にかなっているかどうかということ、やっぱり再考の余地があるだろうということです。

それから金融所得課税についてはもう既に議論がありました。ちょっと考えなきゃいけないねということ、今日もう一つ一番の売りで言いたいのは、税制の簡素化という観点。これは何かというと、まず課税ベースの統一というのもあるんですけども、特にここは都税調なので、地方税との絡みで言うと業務改革として住民税の現年所得課税化です。これはやらなきゃいけないと思います。何でやらなきゃいけないかというと、それは決して納税者の利便性とかそんな話をしているんじゃないで、集めている側の負担です。この徴税業務というのはとんでもない負担なんです、現場で。これがこれからやっぱり公務員の数が減りますので、半分の公務員で今のサービスをやれということになれば、このあたりの業務改革というのは絶対不可避ということになってくるわけでありまして。

さて、これはちょっと一般論になってきますけど、少しパラダイムシフトという観点で、私たち、この所得というものに対する認識を改めたほうがいいかなというのは何かというと、これまでなぜ正しく所得を捕捉しなければならなかったかという、それは課税をするため。だからお金持ちの所得を一生懸命追いかけて捕捉していたわけです。もちろんこれはやらなきゃいけないんですけども、もちろんBEP Sのような問題もありますので、やらなきゃいけないんですが、しかしこれからもう一つ考えなきゃいけないのは、正しく給付をするための所得捕捉ということになってくるわけです。例えばこれから社会保障の分野におきましても、例えば自己負担とかこういったものはやっぱり所得に応じて高齢者にも応分の負担を求めるといことになれば、それなりの所得捕捉というのが求められてきます。

なので、やはり適正な給付を行うために正しい所得を捕捉するという。これを幾ら財務省に言ってもわかってくれないんですね。彼らは集めることしか考えないので。それはそうだろうと、役所が違うので。だけど、やっぱり給付のための所得捕捉という考え方が必要で、そんなのただの理屈だろうと言われるかもしれませんが、イギリスではそれをやっているわけでありまして、イギリスはリアルタイム情報システムというのを持っていて、前の月の所得情報を使って今月の給付を決めるんですね。そういう形で給付体系とタイムリーにできるということです。だって日本でももともと所得情報を使って給付を決めているじゃないですかと言うかもしれませんが、それは前の年のですよ。

くどいんですが、フリーランスの人たちのポイントは所得が不安定だということです。去年所得がある人が今年所得があるとは限らないんです。あるいはその逆もしかりです、もちろん。なので、やはりタイムリーに所得を捕捉して、タイムリーに課税をする。お金があるときに課税をするという、この仕組みを作っていかなければならない。リアルタイムに給付と徴税を行うという。これを構築していく。今、デジタル化、デジタル技術がありますので、ITがありますので、それは不可能ではないんですね。だからこの方向に転換していく必要があるだろうと。イギリスの場合、具体的にはこれがユニバーサルクレジットという仕組みになっているわけですが、この辺はちょっと飛ばします。

所得税改革は、ちょっとつらつらと書いていますけども、多分土居さんが大体言っちゃったような気がするので、ここに行きます。

さて、所得税改革、所得税と働き方ということですが、先ほど申し上げたとおり、実は所得税というの

はフリーランスと伝統的な被用者の間では大きく異なります。何が異なるかという、次の二点でありまして、一つは経費の控除についてです。もちろん、もしサラリーマンであれば、給与所得控除というのがあります。概算控除ですね、当たり前ながら。

ところが雇用的自営は実額控除です。青色申告しろよという話になってくるんですけども、しかしフリーランスの方々というのはこれまでサラリーマンだった方がフリーランス、あるいはいわゆる本業としてやっていない人もいるわけですね。副業的にやる人もいるわけですから、となってくると、やはり税務的に実額控除というのはかなりの負担。だって、ちゃんとレシートを集めなきゃいけないしね。その経費がちゃんと正しいものであることを証明しなきゃいけないわけですから、やはり企業ではないので、あくまでも個人事業主ですから、やはり彼らの負担というのを軽減するという観点が必要だろうということ。

それからやっぱり社会保険というものについても少し考え直さなきゃいけないくて、被用者であれば普通の厚生年金とか健康保険組合ですけども、フリーランスの場合は実は彼らは国民年金であり、国民健康保険なんですね。さて、その心は何をもたらすかということなんですが、これはちょっと実効税率という概念を計算してみたんですが、これは何かというと、所得税のほか住民税、控除の変化、社会保険料、社会保険料の減免、それから給付の変化といったものも全部おりで、今回ちょっと給付は考えていませんけれども、とりあえず所得税、地方税、個人住民税、それから社会保険料というものを減免措置も含めて制度的にどんな税率になるのかなということ、限界、つまりあと1万円、正確にはこれ割当金はあと20万円なんですけども、ちょっと計算上の都合で、あと20万円追加的に稼ごう。収入ですよ、収入を稼ごうと思ったときに、どれぐらい税金が増えるかということ。それから平均税率というのは働くか働かないか。つまり稼ぐか稼がないかという意思決定をするときに、じゃあ、稼いだときにどれぐらい税金を払っているかという、その辺の実効税率というものを計算してみました。

するとどうなるかということ、全然違うんですね。雇用的自営の方々には保険料の減免があるので、ちょっと最初はいいんですけど、どんどんとやっぱり負担が正規雇用に比べて、いわゆる被用者に比べて高くなるんです。当たり前です。これはなぜかということ、まず概算控除が少ないんですね、やっぱり。概算控除が高いんですね。給与所得控除のほうが実費控除よりも高く設定されているということ。それからやっぱり保険料の減免措置はあるんですが、結構早い段階で給付がなくなっちゃうので、結構負担が残ってくるんですね。これが平均です。限界もだからちょこちょこ出てきますが、保険料の軽減措置が変わったりすると限界税率がぐっと上がったりするんですね。あとどうでもいいけど配偶者控除がちょっと上がるというのは、これは消失控除化したからですけど、まあ上の人は今回もかくとして、下のほうは結構高い税率に平均、限界とも直面するという問題があるということです。

じゃあどうしろということですけど、第一は所得区分の見直しです。やはり給与所得控除と事業所得というふうに分けるんじゃないかと、もう二つ一緒にして、その代わりにあなたが選択してくださいと。つまり控除の仕方はどっちがいいですかというので概算控除にしますか、実額控除にしますかということを選ばせてもいいんじゃないかと。似たような仕組みが実は給与所得の中に既にあって、特定支出控除というのがあるわけですから、ちゃんと証明できればですけども、明瞭会計であることを前提にすれば実額控除でもいいですよ。ただし、あなたが仮にフリーランスだとしても、つまり概算控除を選択したければそれはそれでどうぞという。もちろん前提条件は今の給与所得控除が余りにも高いので、これは今、改革としても基礎控除に振りかえていますけれども、基礎控除に振りかえていけばもちろんフリーランスも恩恵を得ますので、とりあえず給与所得控除の圧縮は前提ですけども、こういう形で選択制にするというのは一つの考え方でしょうということです。

それからやっぱり所得の定義の統一という話を軽くしておきますけれども、余りにも社会保険料と住民

税、それから所得税でやっぱり所得の定義が違ふ。当たり前だが、これは所得控除という形をとるからです。だから税額控除化してしまえという考え方で、税額控除化すれば、所得とは何かという収入マイナス経費なんですね、当たり前ながら。これで統一してしまう。企業の利益というのは統一した基準があるわけですよね、税務会計上、少なくとも。なので、所得というものも要するに収入マイナス経費で確定してしまつて、それに対して税率を掛けて、あとどれぐらい税額控除をするかは、それは所得税と住民税とは違いますから、事情が。なので、それはそれぞれ対応すればいいということになりますし、社会保険料は税額控除が要らないということであれば、そのまま収入マイナス経費に対して社会保険料を適用するというやり方でも構わないわけですね。

何でそんなうるさいことを言うのという、実はおもしろい話が住民税にあって、住民税の中に非課税限度額というのがあるんですね。もちろん皆さんお聞きになると思いますが、さて、これは何ということなんです。これ実は、例えば普通我々は103万円、なぜ昔、103万円の壁という言い方をしたかという、103万で65万の給与所得控除プラス38万円の要するに基礎控除なんですよ。それを超えると、他に何もなければ税金がかかりますね。つまり控除の積み重ねがあつて、所得控除の積み重ねがあつて、それを越えたところで課税が発生するねというふうに説明しているわけです。

ところが、非課税限度額ってこれは関係ないんですよ。例えば、基礎控除は住民税は33万円じゃないですか。でもこれゲタは32万円なんです。かつ、今、子供は扶養控除対象にならないですよ。これはなっているはずなんですよ、非課税限度額を計算するとき。しかも金額が違ふんです。しかも総所得と比較しているんです。所得割を通常所得割というのは、もちろん分離課税は対象になりません。配当割、配当とか金融とかあつちは関係ないですよ。

なので、全部含めた総所得金額等が比較対象になっています。ところが、これで所得割を非課税にするかどうかという別の基準を定めているんですね。これももう一つ別の所得というものが所得課税に影響しているということになります。これ、勝手に私が想像するに、昔、これで給付を決めていたので、今でもそうですけど、非課税世帯かどうかによっていろんな手当てがもらえたりもらえなかったりするわけじゃないですか。だから恐らく課税のためではなくて手当てを決めるために給付を決めるためにこういう限度額を設けていたような気がするんですが、でもこれもやっぱり一貫性がないわけですね。なので、やはりこの辺も整理しておく必要がある。

所得の低い人は別に非課税世帯じゃなくても所得の低い人たちに対してはちゃんと給付をするなり勤労税額控除のような仕組みを入れるなりすればいいということになってくるんだと思います。

金融所得についてはもう既に土居先生からさんざん言われていますけれども、やっぱり我々ちょっと留意すべきことは、古い資本と新しい資本は分けたほうがいいだろうと。古い資本とは何かというと、今ある資産のことです。それは高齢者に偏った今ある資産。これについては課税強化していいかなと私も思います。私は累進課税に反対です。さっきの土居さんがおっしゃった理由です。

ただし、それは25%ぐらいに上げる。場合によっては30%でも私は文句は言わないですけども、ただし前提条件があります。それは何かというと、損益通算をちゃんと拡大することです。じゃないとリスクはとりにくくなります。なので、儲かったときに課税をするのは結構ですが、損をしたときにはちゃんと減税してあげるという対称性が求められます。なので、今風で言えば、利子所得に対しても損益通算は拡大する。このためには銀行口座に対する付番が前提になります。

それから、繰越期間は今年3年なんですけど、これをもうちょっと延長してもいいのかもしれない。そして、新しい資産、つまり新しい資本、つまりこれは何かというと、これからの資産形成。これについては、先ほど御紹介のあつたような非課税貯蓄枠の拡大というところで対応をすると。つまり、今ある金融資産

の話とこれからの資産の話は分けて考えたほうがいいのかという気がしているということです。

さて、残りの時間を使って今日の業務改革の話ですけれども、要するに何を言いたいかという、結論から言えば、現年所得課税化しましょうということです。雇用主は、もう国税も地方税も一緒くたにもう税務署に納めてくれと。税務署は怒るかもしれないけど。それを要するに、あとは住民税と所得税に振り分けて、それを住んでいる場所に払い込んでもらいたいということです。似たような仕組みは今これから、似たようなという言い方をするとちょっとあれですけども、地方税の共通納税システムというのは法人二税で入れているわけですから、一か所に払い込めば、他のいろんな自治体にばっつとばらまいてくれるわけなんです。ちなみに各自治体は超過課税をやっていますからね。よく税率が違うでしょうといいますが、別にそれは法人二税だって違うので。ちなみに個人住民税はやっているところは夕張市ぐらいですね、所得割については、均等割を考えるとちょっと事情が変わるかもしれませんが。なので、いずれにせよ、こういう共通納税システムというのがありますので、やっぱり一か所に納税する。そしてそこから振り分けるという仕組みがあつていいだろうと。

先ほど冒頭で申し上げたとおり、住民税の納税業務って結構大変で、これは町田市からもらってきたものなんですけども、もちろん受付準備とか扶養親族の調査とか、あと申告していない場合の調査とか法定調書の処理とかいろんな細かな雑多の業務があるんですね。業務がどれくらいあるかということですけど、全体の市民税の中で6割ぐらいがどうやら個人住民税のために充てているというのがポイントで、しかも繁忙期が2月から若干始まって4月に集中するんですね。極めてそこに大量の人間の投入が求められるということになるわけです。

なので、ある意味、年の前半ですよ。3、4、5、特に4月がかなり業務が忙しくなるという、こういうことになります。どんな業務をしているかといいますと、基本的には調査です。個別資料のエラーチェックだそうです。これをやって、それから税額を通知するということになります。

間違えちゃいけないというのがポイントなんです、ここで。個別資料のエラーチェックを本当にやっているんです。わからないときは税務署まで取りに行くんです、資料を、わざわざ。何でそんなことをしなきゃいけないかという、住民税は賦課課税ですよ。ここがポイントです。賦課課税なので、正しく課税の税額通知をしないと怒られるじゃ済まないわけですよ。申告納税であれば申告した人間の責任になるんです、間違えていたら。なので、申告納税と賦課課税の決定的な違いは、要するに自治体側がこのエラーチェックにもすごい時間をかけなきゃいけないということです。一回間違えていたら本当にしやれにたらないです。

じゃあ、それで今よく、だって国税が集めてくれているんだから、要はそれをコピーするだけでしょと思われるかもしれませんが、そうでもないんですね。なぜかという、資料のかなりがいまだに紙ベースでの申告が多いということが問題なんですけれども、結構データが画像データだったりすると改めて打ち直したり、あと細かいんですけど、申告納税の第二表ってあるんですが、裏側にあるんですが、紙ベースなんですよ、あれもね。あれも未記入が結構多くて、国税を計算する上ではあれは余り要らないんですよ。たしか。自分でもやっついてわかるんですけど。でも第二表は実はやっぱり住民税においては必要な情報になっているので間違えちゃいけないという。

なので、やはりこのあたりも実は記入漏れがあつたりデータ化されていなかったりするということがありますので、このあたりの処理が結構大変な業務になるということです。

よってですけれども、やっぱりもういいかげん一元化を考えていいんじゃないんですかと。それで要するに、源泉徴収事業者あるいは納税者は、もう納税を一か所にしましょうということで、そこから振り分けましょうということです。これは全部あれですね。事務局のほうからつけてもらった資料になりますけ

ど、今、外国人が増えているというときに、途中でいなくなったときに取りっぱぐれが出てくることになりますと、やっぱりお金のあるときに、お金を受け取ったときに課税をするという仕組みがやっぱり必要。1年待つというのはやっぱりまずいんですね。

だからそういう点におきましては、業務改革ということ。それからやっぱり雇用の流動化。特に外国人も含めていろんな形で流動化をしているということであれば、やっぱり前年所得課税というものは、その性格上かなり実効性が危ぶまれ始めているということだと思いますので、ここは現年化してもいいんじゃないですか。

それで移行をどうするんだという議論はあるかもしれませんが、そこは割り切りですよ、悪いけど。割り切りか足して二で割るかですね、移行の期間だけ。ただ、やっぱりこれでちょっとやらないと、真面目に考えたほうがいい問題になってきたというふうに思いますし、対応できるようになってきたということがやっぱりポイントなんだと思います。

とりあえず私のほうは以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの佐藤委員のプレゼンテーションにつきまして、御質問などがございましたら願います。いかがでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

**【宮本委員】** 大変勉強になりました。ちょっとちゃんと理解しきれていないところもあるかもしれませんが、最初に2040年というのはどういう時代になっているかということで、C to Cという話がありました。シェアリングエコノミーのような、そうした新しい経済が台頭するのではないかと。非常にフラットな印象もあるんですけども、他方で、そういうC to Cが依拠するプラットフォームと申しますかね、GAF Aのような、そういうパーティカルな面というのもこれから出てくるのではないかなと。ニュー・モノポリーなんて言葉もアメリカでは使われていますけれども、C to Cの経済がパーティカルに吸い上げられるという面も2040年予期されるのかなというふうに思うんですけども、そういう動きに対する課税のアイデアというのはどんなことが考えられるのか。これが一つです。

それから二番目に、土居先生にもお伺いするべきだったのかもしれませんけれども、金井先生とのやりとりで分離課税の話があって、具体的な税率の話もちょっと佐藤先生が言及されたのではないかなというふうに思います。自分が多少知っているスウェーデンも二元的所得税と申して、一般的には勤労所得重課で資本軽課という形になっているんですけども、税率は大体今、30%で、ちょうど地方所得税、これは自治体によって課税権があるので税率は違いますけれども、大体地方所得税と同じ水準になっているんですね。あと控除の枠も非常に狭くて、佐藤先生はキャピタルロス的なところはある程度控除しなきゃリスクはとりにいかないんじゃないかというお話でしたけども、これも恐らく文化的な問題があるのかもしれないけれども、キャピタル課税の枠も非常に狭いというふうに理解しているんですけども、そのあたり、分離課税が妥当だという金井先生に対する土居先生からの答えはわかったんですけども、もうちょっと具体的なデザインというのを、2040年を射程にお考えを伺いたいというふうに思います。いかがでしょうか。

**【佐藤委員】** 一点目ですけど、もちろん、税調でもさんざん議論になったプラットフォームに対する課税をどうするかという話があって、一つは、正確には、稼いでいるプラットフォームにとっては手数料なんで、それはそれで別途、税金としていただきますというのは、これ、法人税の問題ですね。ただ、もちろん御案内のとおり、法人税の場合、最大の問題は、彼らはPEを持っていないということですので、これをどうするかということで、イギリスやフランスがきれてデジタル取引課税を入れているわ

けですよね。

もう一つ、ただ、源泉徴収のところ、社会保険料の徴収も含めて、源泉徴収をプラットフォームに求めたらどうかというところは議論があります。ただ、できるか、できないかという議論は、多分あると思うんですね。プラットフォームの人たちに言わせると嫌だと、当たり前なんですけどね。嫌だという話が出てきます。

さっき申し上げた、必ずしも国内に拠点がないかもしれないプラットフォームに対してどうするかということと、それから、やっぱりUberの運転手さんもそうですけど、安定的な雇用関係にあるわけでは必ずしもないということですね。ある意味、フリーランスっぽいところがあって、複数のプラットフォームと契約する人だっているわけだし、一時的にプラットフォームにスイッチする人もいるわけなので、そこでやっぱり源泉徴収とかというのは、やっぱり安定的な雇用であること、しかも、それが唯一の所得の源泉であることというのがやっぱり前提になってくるので、やはりそのところでプラットフォームに源泉徴収で問題が解決するかどうかはわからない。ただ、最低限言えるのは、所得情報だけくれというのはあり得るんですね。幾ら払ったか、これはちゃんと通知してくださいというんですね。これはあり得ると思いますし、フランスとかはやっていますよね。エストニアとかもそうですよね。なので、そこあたりは一つの手かなと思います。

金融所得については、私もイメージは、実をいうとフラット課税なんですね。当たり前で、同じですよ。多分、あれ、偶然じゃないんですよ。要するに、地方税も30だし、あれも30だし、あと、法人税もそろえるじゃないですか、大分崩れちゃっているけど、でも、理論的には法人税と最低税率をそろえていくわけですよ、金融取得課税って。つまり、私が理解すると、あれはちょっとしたフラット課税であって、ただし、累進課税をどこかに入れなきゃいけないと。累進構造をどこに入れるかというところで、稼得所得のほうに入れていきたいと思いますということになったんだと思うんですね。

それをいうと、皆さん、金融所得に対する軽課じゃないかというけれど、もともと金融取得って、御案内のとおり、派生所得じゃないですか。つまり、貯蓄から生まれるのが金融所得なので、じゃあ貯蓄の源泉は何といたら、勤労所得なんですよ。つまり、稼いだ人がたくさん貯蓄をするわけなので、だから、そこでちゃんと再分配、課税を強化できればいいんじゃないかという議論もあります。ただ、ピケティとかが言っている親からの相続はどうするのだと、これは相続税の問題になってくるので、したがって、もちろん、金融所得課税の問題を考えるときには、実は、その源泉になっているのが稼得所得であるということ、だから、そこに対するやっぱり課税の強化、これはくどくど言っているとおりですね。やっぱり所得課税、税率を上げるとは言いません、もう55を70にするとひっくり返っちゃうので、みんな。限界税率を上げろという意味ではなくて、控除の見直しという形ですね。

それから、やっぱり相続税のほう、今日は議論になっていませんけど、相続税はやはりかなり手をつけないといけないかなという、それもまた不平等の源泉になりますので。このあたりのもとを押さえておけば、必ずしも金融所得のところに累進課税を求めなくても、派生所得だからという理由でオーケーかなと。それは、税務的にはさっき申し上げたとおり、課税のタイミング、税源が発生、課税所得が発生するタイミングは裁量的なので、納税者の側がコントロールできちゃうので、その問題もありますので、今申し上げた対応があるかなと思います。

**【池上会長】** ありがとうございます。

他に御質問等がございましたら、いかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

**【土居委員】** 業務改革の話は興味深く聞かせていただいて、他も興味深いですけど、なおさら興味深



かったんですが、特に、課税ベース、賦課ベースを統一するということがないと、これは業務の効率化にならないと思いますし、さらには、社会保険料も視野に入れるということをおっしゃっていて、私もそういう方向がいいんじゃないかと思うんですけども、そのときに、余り論理的じゃないんですけど、結局、先ほどおっしゃったように、総所得金額とか、さらには、いまだにまだ残っている旧ただし書き所得とか、要は、所得税制、住民税制の控除をつまみ食いしているというわけですね。何もあれをつまみ食いしたくてつまみ食いしているというわけじゃなくて、何かいろいろ、どういう所得層に社会保険料を払ってもらおうかというところも視野に入れながらの控除で、だから、旧ただし書き所得なんていうのはいかにもそうで、要は、基礎控除ぐらいしか引いていないので、そうすると、いろんな控除で、結局、課税所得が少なくなってしまう人は、住民税は払わなくてもいいけれども、社会保険料は払ってほしいという、そういう政策的な意図があるやに聞いておるんですけど、そういう点はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

【佐藤委員】 ありがとうございます。恐らく、今の御指摘、実は、隠れた代替ミニマム税だと思うんですね。つまり、そこって。つまり、控除がたくさんあって、課税ベースが圧縮されているというのは、別にアメリカでもある話なので、それで入れかわって入れているのは代替ミニマム税じゃないですか、今度やめましたけど。

私は素直に考えればよくて、そこで例えば、このスライドになりますけれども、例えば所得はやっぱり会計的に決めるべきもの、経済価値に応じるべきものであって、やっぱり収入マイナス必要経費なんですよ。必要経費が実額とするか、みなしとするか、それはテクニカルな問題ですけども。それでよくて、あとは、誰を裾野にするか、どこをレンジに入れるかということは控除で対応すればいいことでありまして、例えば極端なことを言えば、社会保険料はみんなで払ってよといったら、控除なしにすればいい。あるいは、少なくとも33万円を超えたら払えよというやり方にすればいいわけ。この部分が33万円になるし、地方税は、さすがに33はかわいそうなので、そこはもちろん税額控除を効かせて、一定所得以下の人は実質的に課税しない、税金を払わないという形にすればいいし、国税は、むしろ税額控除を手厚くして、場合によってはマイナスも含めて、マイナスの税も含めてですね。ここの税額控除なんか手厚くすればいいということなので、税額控除で調整しちゃったというのが私の、所得というもので調整しないで、税額控除で調整しようよという、そっちのほうが素直じゃないですかということかなという気はするんですが。

【池上会長】 よろしいでしょうか。他に。

関口委員。

【関口委員】 御説明ありがとうございます。一つ目は、そのスライドのところにあります地方税に関して、どういうお考えかということをお聞かせ願いたいと思います。今、スライドの税額控除額という形で緑になっているところです。そこに関して少し御説明いただければと思います。

二つ目は、今回、所得税のお話をさせていただいて、勤労所得と事業所得というのを統合して考えるのがよろしいのではないかと御説明をしていただきましたが所得の区分というのをそのまま続けるのかどうかという点に関して、佐藤先生なりのお考えをお聞かせ願えればと思います。

と申しますのは、いろいろな働く形態とか、いろいろな所得を得るようなスタイルとか、いろいろな行動パターンが出てくる中で、その所得の区分というのをどこまでしていくのかどうかというところが少し気になっています。また、それに関連しまして、結局、所得の情報というのも大事だと思うんですが、その元となる資産の情報に関するのも大事なのではないかという気がするんですけども、それに関するもあわせてお聞かせ願えればと思います。

【佐藤委員】 ありがとうございます。この図、ちょっと見づらく、わかりにくくて申しわけないです。イメージだけだったので、要するに、地方税はもう既にこれだけで10%でフラットなので、実は、この段階で地方税は余り関係ないんですね。所得控除掛ける10%が事実上の税額控除になってしまっているの、もちろんトリッキーなのは国税、累進構造を持っている国税のほうなので、よくカナダ方式と言いますけれども、国税のほうも例えば最低税率、今、5%になっちゃうんですけど、国の場合だと。最低税率掛ける所得控除額、これをもって税額控除にしたらどうですかという議論がありますので、ちょっとそのイメージでここで書いているんですが、ただ、地方税に関していえば、この段階で税率フラットなので、例えば、よく聞かれるんですけど、税額控除化すると地方税に何か影響がありますかと言われると、この対応した所得控除額を変えない限りは、単に10%掛けを要するに減税すると言っているだけなので、大きな変化はないはずなんですね。それが一つ目。

二つ目です。そうなんです。実は10区分、さすがにもう多いんですね。何か面倒くさくなると皆さん、雑所得に入れるじゃないですか、もう今は。民泊もそうですし、仮想通貨の差益もそうなんですよね。だから面倒くさくなると雑所得になって、しかも、今、公的年金までも一応、雑所得扱いになるので、もう雑が雑じゃなくなっちゃったんですね。なので、もうそろそろこれ、全体的に見直すいい機会になると思います。

私が誤解していない限りですけど、二元的所得税のいいところってそこだと思うんですよ。あれ、二つに分けるんですけど、分け方として、何ををもって資本所得かということだけうるさく決めておいて、よくわからないのはもう全部勤労所得等ですよ。だから、給付もそうだし、自営業者の所得の一部も全部、勤労所得側に入ってくるわけなんです。だから、ある意味、幾つかの所得はちゃんと定義しなきゃいけない。何らかの、例えば分離課税する場合、そうじゃないですか。なので、分離課税対象はちゃんと定義しましょう。それ以外は別にいいんじゃないという議論もあり得ますよね。

ただ、経費の扱いだけ概算か実額かという、そこだけ、あと、二重払い、それこそ二重控除のないようにするという、そういう配慮は必要かなという気はします。

それから、あと、オランダのボックススタックスもそうなんです。あれ、三つですけど、要するに三つに分けているわけですから、どれかに入れようということ。よくわからなければ、ボックス1なんですよ、たしか。なので、要するに全部を雑所得にするという意味じゃないけど、幾つかを厳密に定義して、残りはもう全部、総合課税扱いというのは一つの選択肢だと思います。

資産についてもやっぱり捕捉は必要だと思っています。ただ、そのインフラは既にあるんです。マイナンバーもあるんですが、やっぱり銀行の付番が進んでいないのはやっぱり気になるところで、金融資産、特に日本では現預金が多いので、現預金、資産に対する捕捉というのがあるのは大前提かなと思います。

ただ、資産というと、別に金融資産だけではなくて、実は固定資産のほうもありますので、私、今日はずっと金融資産の話をしていきますけれども、固定資産である住宅も含めてですね、そちらのほうとのバランスというのも実は税制上考えていく必要はあるのかなというふうに思います。

実は、皆さん、老後の資金を考えると、家で持つか、貯蓄で持つかという、一つの投資なんですよ、これもね。なので、実はそういう実物資産との税制上のバランスというのも本当は考えないといけないということはお出してくるかと思います。

【池上会長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【関口委員】 ありがとうございます。地方税のところは、特に給付付き税額控除とかを意識されたものではなくて。

【佐藤委員】 ないです。給付付き税額控除は再分配なので、国の仕事です。

【関口委員】 あともう一つ、所得の区分自体がやっぱり難しくなっていると思うんですけども、金融所得自体も何をもって金融所得とみなすのかという部分での難しさというのはあるんじゃないかなという気もするんですが、それは事業所得に関しても同じで。

【佐藤委員】 同じです。

【関口委員】 結局、労働所得なのか、資本所得なのかという入り練りの部分は、やっぱり区分をするというところの難しさで出てきているんじゃないかなという気がするんですけども。

【佐藤委員】 それは、実は、国際金融課税でも同じ問題があって、何をもって法人企業のアクティブ・インカムか、パッシブ・インカムかという区分があるじゃないですか。多分、こっちになってくると思うんですね。

だから、ある意味、自分がコントロールして決められるものというのが、いわゆるアクティブ・インカムなので、それは、典型的には給与所得がそうですね、働くという行為があるので。もちろん、配当とかキャピタルゲイン関係というのは、もちろん投資をしますけど、それが幾らになるかということはマーケットが決めることになりますので、自分が決めていませんのでパッシブ・インカムになるので、恐らく、金融かどうかというちょっと一つの区分の仕方として、恐らくこれは、パッシブかアクティブかというところ、ここが関わってくる。

となってくると、わかってくるのは大口株主はちょっと扱いが違いますよねということになってくるわけですね。大口の株主は、配当を自分でコントロールできますので、それは、だから、オランダのボックススタックスのボックス2ですよ。なので、要するに、大口株主かオーナー企業かとか、そのあたりの扱いをちょっと整理する必要はあると思いますが、一つ切り口はパッシブかアクティブかだというふうには思いますけれど。

【池上会長】 よろしいでしょうか。

他に、佐藤委員のプレゼンテーションに対して御質問がございましたら。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 非常におもしろいお話、ありがとうございます。特に税務上の改革の問題で、申告にすればかなり業務が減るとというのは一つ考え方があり得るとした場合に、その徴税自体を申告に変えることによって業務が減るという話の一つあるのと、それからもう一つは、国税と地方税で巨大な二重業務をやっていると、それを減らせる可能性があるのではないかとということで、一つは、申告納税に、今のままでも変えて業務が改善する可能性があるのかという話と、それから、二つ目は、ちょっとポリティカルなとかイデオロギー的な議論にいつもなるんですけども、お金をとるといふ仕事をしないとなぜか自治ではないとか、意味不明なイデオロギーがあって、観念的には全く理解できないんですよ。誰がとろうと、機械的なはずなんだから、一緒ではないかと思うんですけども、ただ、政治の世界は、ある意味、国税庁といますか、財務省がなぜ政治に対してパワーを持っているかという、税務情報によって裏の情報を持っているからなわけですね。だから、やっぱり現実には怪しい話が背後にいっぱいあって、同じように、財務省に全部税務情報をとられてしまうということは、自治体におけるパワーバランスに極めて影響があるのではないかと、例えば東京都主税局が廃止された場合にはですね。という話があるのではないかと、つまり、東京都は一切、今、国から交付税をもらわないから強い立場にいるけど、主税局を全部奪われてしまったときに、非常にポリティカルな意味で、これは客観的にはあり得ないはずなんだけれども、現実的には政官バランスにも、それから国・地方関係の権力関係にも影響するという場合が、歳入庁とかという議論のときの表に出ない議論における対抗で、表に出る議論というのは、税金をとってこそ地方自治だとか意味不明な、そんな権力的にやっているのかよということをやっているようなものなんです

けれども、そこら辺、一種の税務行政の簡素化に向け、ポリティカルな要因を乗り越えるロジックというのはあるのかというのにはちょっと教えていただければと思うんですが、二点。

【佐藤委員】 確かに、この段階でも割り切れば多分できると思うんですね。申告納税はできると思うんです。ただ、今、デジタル化を徹底しないとラグが生まれてくるので、紙ベースでやれと言われたら結構大変かもしれませんが、ただ、今やっている納税共通システムとか、こういう技術を使って、デジタル技術を使えば、それは今でもできると思います。あとは決断の問題です。

あと、ポリティカルなことを言うと、でも、私は逆の質問で、じゃあ東京都は住民税を集めていましたかという問題なんですね。いや、集めていないですよ、市町村ですから。なので、集めているのは実は市町村なんですよ。なので、例えば県レベルで、この議論は県レベルではできないはずなんですね。県はもともと自分で税金を集めていないからなんです。もちろん、自動車税とかというのは集めていますけどね。もちろん東京都だけちょっと例外的なのは23区がいるからなので、でも、それは東京都の例外的な事情であって、普通の道府県に関して言うと、彼らは自分たちで市民税を集めていないんですね、この段階で。それが一つ目です。

二つ目なんですけど、情報ということだと、だから給付なんですね。なので、何のために所得情報が必要か、それは課税のための所得情報、これは税務署が必要なものです。もう一つは、給付のための所得情報、これは給付を実際やるのは自治体なので、日本の場合は。これは自治体が必要なものなので、殊、情報と言われてしまえば、給付というものによってバランスはとれるというふうに思います。

あと、税金をとってこそ何ぼだというのは、まさに国家の権利の二大権利は軍事権と徴税権ですので、自治体レベルでいけば、多分、それは課税権と警察権になってくるんだと思うんですけれども、ただ、それは時代ですよ。やっぱり背に腹はかえられないという事情は出てくると思います。今申し上げたとおり、今、税金を集めているのは自治体の現場なんですね。なので、そこの人たちの疲弊というか業務が増えている、しかも人員が減っている。かつ、滞納が今増えているという問題、滞納に対する対応も実は国税庁と競争しながらやっている、税務署と競争しながらやっているわけで、差押なんて競合しているわけですよ。必ず税務署が勝つわけですが、当たり前じゃないですか。その段階で彼らのほうが情報を持っているんだから。

なので、やっぱり背に腹はかえられないという事情、それは一言で言えば人手不足です。その問題がありますので、協調は必要だろうと。まあ、それを言うと、パワーバランス的にいえば、歳入庁を作っちゃったという話にはなってくるのかもしれませんが、それを言うと、また財務省がごねるので、そこは何かバーチャルに共通のプラットフォーム、もしどうしても嫌だというのであれば、要するに国税庁もあります、もちろん都の税務局もあります。でも、バーチャルにプラットフォームを作りませんか。そこを介して税金を集めて、それぞれ、国税庁と、要するにそれぞれの自治体に分けるという、そういうやり方もある。屋上屋を重ねるような仕組みになりますけど、でも、一つのプラットフォーム的な徴税機関というのを一つ作ってみると。

ちょっと似たようなことを実はイギリスが言っていて、それを彼らはCentralized deduction systemと呼んでいるんですけど、要するに中央決算システムみたいなのを作って見たらということなんですね。ここで要するに全て振り分ける、これは国税庁で集めちゃっていますけど、振り分けるという仕組みを入れてもいいのかもしれない。これは、ただ、今の制度ではできませんけれども、中長期的にはこういった仕組みもあり得るかなというふうには思います。

【池上会長】 他にはよろしいでしょうか。

保井委員。

【保井委員】 とても素人な質問なんですけれども、今、徴税を一括化というお話があって、それと全く逆にマイナンバーがある中で所得を捕捉することができるようになってきているという流れがあるとすると、いわゆる所得がどれだけあったかという情報を、もう全て個人のコントロールにするということで解決できないんですか。

【佐藤委員】 それはマイナポータルです。できます。

【保井委員】 マイナンバー課税に関わる手続きを全部デジタルにしてしまえば、国と地方が一括化されるという議論も必要なくて、それ自体をとことん便利にしてしまえば、今のようなポリティカルな話というのは乗り越えられるんじゃないかなと思うのですがどうでしょうか。徹底的に個人が便利にするということ突き詰める方向というのはないのかという質問です。すみません、いろいろわかっていないんですが。

【佐藤委員】 そのとおりです。それが、今、いわゆるマイナポータルという問題で、要するに、マイナポータル、誰も使っていないと思いますけど、今、一応そこには箱があって、そこにあなたの収入が全部入ってきて、それから控除の領収書とかも全部入ってきて、あとは、それを自分で計算するか、税務署が御親切に計算してくれて、あとは、それを自分でボタン一つでどこに払うかを決めればよいということになりますので、それは申告納税の部分であります。

今日、私が申し上げていたのは、実は源泉徴収のところ、住民税でいえば特別徴収に当たるところの仕組みなので、実はちょっと若干、議論にねじれがあるんですけど、源泉徴収としては一元化して、特別徴収の部分を含めてやったほうがいいでしょう。ただし、当然、これからフリーランスも出てきますしとなると、最終的な申告、最終申告ですよ。ここは、多分、マイナポータルを使って各自がやらなきゃいけないということになってくると思います。

ただ、源泉徴収のところは一元化、いわゆる特別徴収ですね。それは、一元化していてもいいんじゃないですかという、これが最終課税ではないと思うんです。だから、プラスアルファの申告納税というのは、いずれ必要になってきます。それは、今言っている理由ですね。複数事業所から所得を得ているのでということになると思います。

だから、申告納税の話は、最終的にはやらなきゃいけないんだろうけれども、源泉徴収のところは、こういう形で一元化できるんじゃないですかという話ですね。

【池上会長】 土居委員、どうぞ。

【土居委員】 今の議論が非常におもしろくて、発端は金井先生の質問だったんですけど、結局、データはマイナポータルにあって、特に個人所得課税はですね。だから、本源的にはマイナポータルで、だから、国税庁が持っているとか、そういう話じゃないと。だから、別に政治家も何も怖くない、自分のマイナポータルにある情報は、そこは共通している。だけど、本当に自分のマイナポータルに全ての情報が入っているか、入っていないかというところ、ないしは、その逆に、もし申告漏れしているものがあつたときに、直ちに権力を行使して申告漏れを正しに来られるかどうかというところこそが、実は一番怖いというか、何を把握されているか、何を把握されていないかというところのある種の違いが重要で、別にそれを国が持っているから、地方が自分で情報を集めないで国よりも立場が弱くなるかという話じゃなくて、マイナポータルは、徴税する限りにおいては、別にそれは国でも地方でもその情報を許されている範囲においてデータを共有するということではできたり、ないしは、そこから申告するのは、まさにおっしゃったように、ボタンをクリックしたら同時に国と地方にそれぞれ二手に分かれて税金が払われるみたいな仕組みにしておけば、別に国任せにしておけばいいかという話になるわけでもないという気はするというのは、私の今の議論を聞いていた感想です。

【佐藤委員】 多分、さっきも、さらっとプラットフォームと言いましたけど、要するに、ある意味、マイナポータルも含めて一つのプラットフォームみたいなものをちゃんと作っておいて、そこから国税、地方税、ただ、いずれにしてもそこは一元化しているというのがポイントなんだというふうに思うんですけれども。

【池上会長】 いかがでしょうか。そろそろよろしいですか。

それでは、佐藤委員、ありがとうございました。

既にかなり実質的な議論といいますか、政策提言も含めていろいろ議論になっておりますが、ここで、本日、こちらで用意しました資料について、もう既に、皆さんには御覧いただいているかとは思いますが、事務局から補足の説明がございましたらお願いします。

【工藤税制調査課長】 いろいろありがとうございます。事務局では、先般、事前説明の際に資料を配付、説明させていただいたんですけれども、そこから更に追加した資料がございますので、簡単にちょっと資料を見るような程度で御覧いただければと思っておりますので、簡単に紹介させていただきます。

まず、個人所得課税に関する資料でございますけれども、こちらは1ページ目だけ追加しておりまして、先ほど少し話題にもなりました所得の種類、それからその概要、課税方法が国税庁のホームページにもございましたので、こちらをまとめたような形で所得の種類と概要と課税方法を示させていただいております。

続きまして、次が、金融所得課税に関する資料のところでございます。こちら、9ページに用意させていただいているんですけれども、これは申告納税者のデータをもとに作った資料なんですけれども、所得階層別の所得税負担率というものを示しております。平成25年度に税制改正がございましたので、こちらの軽減税率が廃止されている前後ということで色分けをして表示しております。

続きまして、その次のページ、10ページにまいりまして、こちらも申告納税者のデータでございますけれども、合計所得金額に占める利子、配当、それから株式譲渡の金融所得の割合というものをそれぞれ色分けして示したものでございます。

その次のページ、11ページでございますけれども、二つ表がございます。左側のほうの帯グラフにつきましては、1989年、それから2004年、2014年の三つの時点における金融資産について、年代別の構成比というものを示しております。その年の下に括弧書きで数字がございますけれども、こちらが残高の総額ということでございます。右側のほうの棒グラフにつきましては、その三つの時点における年代別の金融資産の総額というものをそれぞれ示しております。

次に、その次のページにまいりまして、平成29年度の都道府県別の金融所得に関する税収ということで都道府県別の税収を株式譲渡、配当、利子とそれぞれの色分けをして示しております。

続きまして、参考資料になりますけれども、14ページから17ページにかけては、政府税調で示された貯蓄等に対する課税のあり方のイメージ図ということで、先ほどのお二人の委員からプレゼンでもありましたEETですとかTEEですとか、そういったところのイメージ図というもので幾つか分類をしているものでございます。

それから、18ページから23ページにかけては、こちらは金融所得に対する金融庁が出しました平成31年度税制改正要望というものを参考に何ページかつけさせていただきます。

続きまして、ふるさと納税制度に関する資料の部分について、ふるさと納税、個人版と企業版と二つあるところではあるんですけれども、全国知事会の地方税財政常任委員会のところ7月3日に提言案として出されたものでございます。こちらの内容のふるさと納税に関する部分、それから企業版ふるさと納税に関する部分の提言の抜粋を添付させていただいております。

それから、19ページ以降には、企業版ふるさと納税に関する資料ということで、概要ですとか、対象事業の認定状況などを追加しております。

事務局で追加した資料は以上ですが、佐藤委員からプレゼンをしていただいた際に、佐藤委員も少し触れていた部分ではございますけれども、そのプレゼンの補足用に追加させていただいた資料というものを紹介させていただきます。

全部で9ページ用意させていただいているんですけども、1ページ目が在留外国人数の推移ということと、その次のページが都道府県別の在留外国人数ということで国別、それから地域別というふうに分けた資料でございます。

その次が、法務省のホームページから抜粋したものでございますけれども、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策ということで、全体的な受入れのための対応策というものが示されているものの概要版でございます。

それから、4ページ目、5ページ目にかけては、総務省の住民税の検討会の報告書の中から抜粋させていただいたものなんですけれども、個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱いということでケース1、ケース2ということで賦課期日を前後した場合というパターンで示しているものと、それに対応して、賦課期日後に出国した場合には納税管理人制度というのがあるので、こちらのほうの制度の詳細というものを5ページにつけさせていただいております。

それから6ページ目以降につきましては、佐藤委員からのプレゼンでもございました現年課税に関する過去の議論の資料ということでつけさせていただいておりますが、総務省の検討会の報告書の中で作成しているもので、過去、こういった議論を、昭和43年から平成21年までのところで議論が行われているところにつきましては抜粋と、その次の7ページ目につきましては、こちらは平成24年8月に施行されました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の中の抜粋ですが、この第7条第2項の部分の一番下、(3)に当たると思うんですが、下線を引いております。「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」というものが出されております。

それから8ページ目では、その総務省が現年課税化に係る課題としてまとめたものを一遍にまとめた資料がございましたので、こちらも添付させていただいております。

簡単ですが、こちらのほうの補足資料も以上になりまして、すみません、資料はないですが、口頭で一点御案内させていただきたいと思っております。今日欠席の沼尾委員から、今回の所得課税のあり方というのをテーマに議論するに当たって御意見をいただいたので、口頭で御案内させていただきたいと思っております。

ポイントは五つあります。

まず一点目は、利子課税、配当課税、それから株式譲渡益課税につきまして20%、所得税15%、個人住民税5%とされているが、これについて引き上げるという考え方もあるのではないかとということ。株式等の保有を含めた金融資産は、高額所得者に偏る傾向にあるというのが一つ。それから、これらの税率は他の先進諸国と比較して必ずしも高いとはいえないというところ、それから、個人住民税の税率10%比例税率であるのに対し、これらの金融所得については5%ということで、これを10%にそろえることというのが考えられるのではないかとというのが御意見になります。

続きましてですが、過去の都税調の答申でも指摘されているものですが、所得控除のうち、政策的見地から導入されている生命保険料控除等について、地方税としての個人住民税に適用することの是非

について、この場で再考されてもよいのではないかとこの御意見です。

それから三点目ですが、雇用の流動化等の現状を考えると、技術的課題がクリアできるのであれば、個人住民税の現年課税化が考えられてよいと。ただし、特定の自治体が不均一課税や超過課税を導入してもシステム更新等で大きな手間が生じないような環境の確保が必要であるということはいまでもない。自治体が個々に課税自主権を発揮できることが大前提であるという御意見が三点目です。

四点目になります。グローバル化の進展に伴い、1月1日時点で日本に居住していない住民に対する個人住民税をどのように考えるか。負担の応益性を考えた場合、1月1日時点で不在であっても、1年の相当期間にわたって、ある自治体の行政サービスを利用する住民の割合が今後増加することというの也被考られる。

それから最後になります。外国人住民の増加に伴い、個人住民税の賦課徴収に係る事務手続において、多言語対応などの取組も求められるようになってきている。課税やノウハウを共有する機会を持つことが考えられてよいという御意見をいただいております。

以上です。

**【池上会長】** 沼尾委員からの御意見も、既に今日、ここで出ております金融所得課税、所得控除の見直し、個人住民税の現年課税、それから、1月1日時点で日本にいない方、これは日本人の場合も外国人の方もあるわけですが、そういう既に今日話題になっていることに関する御意見です。これは偶然と言えば偶然ですけども、恐らく皆様共通の御関心のあるところなのかなというふうにお聞きした次第です。

それでは、こちらで用意した資料も含めまして、本日の論点につきまして、皆様から御意見をいただければと思いますが、皆さんから御自由にいかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

**【石田委員】** 佐藤先生、ありがとうございます。私、ちょっと、佐藤先生にお伺いしたいんですけど、2040年の税制でしたよね。そうすると、今、課税の最低限というのはモデル世帯が夫婦二人子供二人とか、もうそういう概念もなくなると考えてよろしいですよね。

**【佐藤委員】** ないです。夫婦じゃないかもしれない。

**【石田委員】** そうですね。夫婦でないかも。それと、もう夫婦もないかもしれないので、所得控除のところ基礎控除、配偶者、扶養者とありますよね。そういう概念も全く変わってくると考えてよろしいでしょうか。

**【佐藤委員】** ありがとうございます。まず、第一は、配偶者の概念は変わるかもしれないですね。やっぱり、今、配偶者ってパートナーという可能性もありますので、同性も含めてですけども、なので、もともと我々も税調でも夫婦控除とか考えたりしていた、働いているか、働けていないか関係なくというのと、ただ、あとは民法上、夫婦でいいのかどうかという議論も出てくると思います。

扶養者控除については、例えば障害のある方とかいろいろとありますので、ただ、それは逆に福祉のほうで吸収するというのはいくつかの手でありますし、あともう一つ、福祉のほうで基準を、もし、税制上の措置をするにしても、福祉のほうで基準を合わせてやるということにならざるを得ないのかなと思っています。ただ、それも税額控除にしてしまえば、所得控除じゃないので、追加的な減税措置としてやりますので、そのあたりは少し政策的な配慮というのは反映させやすいのかな、かえってというふうに思っています。

**【池上会長】** よろしいでしょうか。

**【石田委員】** はい。

**【池上会長】** 他に、御意見はございますか。



吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 先ほど沼尾先生のコメントでも、また、あと、佐藤先生の御報告にも関係するところとして、執行面での簡素化を進めていくときにやはり地方自治といいますか、地方団体がどれだけ裁量を残すかというのが一つ論点になってくるんだと思います。もちろん簡素を目指せば目指すほど、制度が共通化されていって、特に中間に入って徴税をする、徴収をするところは後から制度改正、制度の違いによるコストを支払わされないという状況を確保されているというのが、制度改正の納得を得るために必要なプロセスとして出てきてしまうということで、一方で、地方で特に住民税のような基幹税で税率を操作できないというのは、やはり地方にとって大きな、実際に、現状としてはやはり御指摘あったように、個人に対して余り超過課税を行っていないというところがあって、これ自体、一つ課題なんだと思います。そのあたり、地方団体の裁量と、例えば2040年、これからの時代を考えると簡素化をしなければいけない、これをどういうふうにバランスをとっていくかという一つ論点があると思います。

【池上会長】 ありがとうございます。この点は、佐藤委員から何かございましたら。

【佐藤委員】 ただ、私は、理論的にできると思うんです。あなたがどこに住んでいるかがわかれば、その税率が幾らかがわかるので、そうすると、そこで幾ら税金を集めなきゃいけないかもわかってるので、ただ、そこは書面でやっていたら大変なことになりますので、そこはもちろんマイナンバーをちゃんと使うということが前提になります、デジタル化が前提になりますけれども。

全く、仮に源泉徴収を一元化したとしても、それが税率の一元化を必ずしも意味しないと。これは消費税とは違うので、地方消費税とは違う仕組みですので、そこは、私はそんなに矛盾はしないかなというふうに思っているんですが。

【池上会長】 佐藤委員もよく御存じで、先ほどの資料にもございましたカナダには“Canada Revenue Agency”というのがございます。これは、日本の感覚でいうと国税庁のように聞こえるけれども、実はそうでもないのですね。あれは実は運営には州も結構関わっているところがあるので、ああいうものが果たしてどう参考になるのか。つまり、国税庁に一元化するとすると、確かに先ほど言われたポリティカルな話になってくる。しかし、では地方が全部やるかということ、それは国税庁が成り立たないということになる。そのあたりでどう折り合いがつくようなシステムができていくのかということ、やはり検討課題になると思います。

【佐藤委員】 御指摘のとおりで、だから、ある種、カナダはいい例になるかなとは思いますが、ただ、カナダのやっているやり方、最初、概算払いですよ、たしか。州に対する一応概算、このぐらいは困るよというので上げておいて、差額があれば、それは翌年度以降、調整していくという、デジタル化していないので紙ベースの申告の時代に作ったものなので、多分、そうなっていると思います。今だったらもっとリアルタイムにできると思うんですけどね。

恐らく、ちょっと国税庁の話ばかりするとあれですけど、国税庁も人員不足で、あそこも、今、実調率が下がっているんですよ、著しく。人手不足は決して自治体だけの問題ではないので、ある意味、共通のプラットフォームを作るというのは、決して国にとっても悪い話ではないのかなというふうに私は思っているんですけども。

【池上会長】 今、佐藤委員が言われたとおり、今日の話からちょっとずれますが、例の給付付き税額控除の議論をするときに、日本みたいに年末調整で全部終わっちゃう人がかなりいるというのではなくて、カナダの場合は、給付付き税額控除の適用を受けるために、みんなが確定申告をするので、人口は日本の4分の1ぐらいのはずなのに、確定申告の数は同じという状況です。なので、人口比でみた税務署員の数は非常に多いということになっている。そうすると、恐らく日本でいえば国と地方の税務関係の人を

あわせてやっとうにかなるかな、ぐらいの話かもしれない。そう考えると、どういう仕組みを考えるべきかということが検討課題になるのかな、と私も思います。ただし、かなり難しいだろうなと予想はしますけれども、感想として述べさせていただきました。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 ありがとうございます。今ちょうど出ている現年課税化の問題と、その背後で一つある外国人の増加という問題で、帰ってしまったときにどうするかというところでちょっと議論したいなと思うんですけど、さっきの納税管理人制度のことでちょっと私も今回初めて知ったので、そういうのがあるのかという感じだったんですが、これって、どこまで実効性があるのかというか、要するに、例えば出国段階でこの手続をやってなければ出国させないみたいなことができれば相当な実効性はあるんでしょうけど、なかなかそこまでは難しいんじゃないのかなと思うと、どこまで機能しているのかなという感じがしているんですが、事務局とか、もしその点、何か情報というか感触があれば教えていただきたいというのが一つと、もう一つは、今のこの前に出ている8ページのところの資料ですけれども、さっき簡素化あるいは共通化したときに、あるいは、現年課税化したときに二重の負担というか、行政の事務がかなり簡素化されるという話だったわけですけど、そのときに企業負担、要するに源泉徴収をする側の企業の負担というのが増えるというのがここにあるわけですけど、特に一個目の年初時点の住所地の確定、把握というのが、これも本人の申告で企業はそこまでそれが正しいかどうかを負わないというふうに割り切ってしまうといいのかもしれないんですけど、そこら辺、どのように考えていらっしゃるかと、どういうふうに考えたらいいかというのを御意見があればお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【池上会長】 では、納税管理人につきまして、実態というか、実績とか、何か情報がございましたら、どうでしょうか。

【工藤税制調査課長】 住民税に関する話なので、なかなかちょっと東京都では情報はないです。

【池上会長】 市区町村がやっているわけですね。

【工藤税制調査課長】 そうです。

【池上会長】 個人住民税ですからね。特に税理士のほうでも余りそういう意識は。

【石田委員】 不動産所得とか、特殊な所得のある方はやっぱり納税管理人をして出国しますし、親族がなったり、私ども、税理士がなったりしますけれども、普通のサラリーマンの人が海外勤務になるとき、その方たちは会社でやっていらっしゃるのか、サラリーマンの方で、給与所得しかない方が納税管理人を置くというのは少ないと思います。

【池上会長】 それから、小林委員から御指摘がございましたのは「佐藤委員 プレゼン補足資料」8ページにある「個人住民税の現年課税化に係る課題」です。これは総務省の個人住民税検討会の資料として出されたものですが、これについて何か皆さんからコメント、あるいは事務局からでもいいですが、何かコメントがございましたら、いかがでしょう。

佐藤委員。

【佐藤委員】 確かに住所の確認であるとか、思いがけない事務が発生する可能性はあると思うんですけど、やっぱりちょっと、これ、市区町村がやっているの、東京都に幾ら言ってもしようがないんですけど、多分、一回業務フローというのを確認しておいたほうがよくて、もう一つは、支払う側、これも意外とわからないんですよ。つまり、事業所はどれぐらい源泉徴収とか、そういった事務を負っているのかというのが。

なので、本当を言うと、いわゆる我々が意外と持っていない情報はコンプライアンス費用なんですね。つまり、源泉徴収するために実際には事業所がどれぐらいの手間暇をかけているかという。海外なんかだ

と、そういう納税の時間とか、税務申告をするための時間とか、ああいったものを意外と調査して出しているんですね。なので、ちょっとこのあたりは確認が必要なんだというふうには私は思いますけれども。住所ぐらい、だって、自分のところの従業員ですからね、あるいはパートだって源泉徴収票を送らなきゃいけないんだから、住所ぐらい確認します。ただ、それが1月1日かどうかはわからないけど、でも、マイナンバーでさかのぼれば1月1日はわかるので、ただ、そうではない何かボトルネックはあるかもしれないということであれば、このあたりは、本当は現場レベルで何をやっているのかということ、それを確認した上での作業でない、余り法律と頭で考えるのは危険だというふうには私は思います。

【池上会長】 確かにこの議論をやっていくときに、実態調査ですね。市区町村側と、それから企業側との両方の実態調査に基づいての議論が必要かと思いました。ありがとうございます。

石田委員、どうぞ。

【石田委員】 今、事業所が年末調整して住民税に対しては特別徴収をということを言われているので、従業員全員の各市町村に、例えばAさんがB市に住んでいたならB市に、BさんはC市に住んでいたならC市にと、全部の従業員に対して給与所得の報告をしているんです。あれはすごい手間ですよ。

やっと今年から、大分、市町村もeLTAXが入ってきましたから、少しずつ楽になるのかもしれませんが、やはりすごい事業者には負担はかかっています。

マイナンバーを集めるときも、事業者から従業員のマイナンバーを提出させるいろんな事務を国はさせました。事業所はいろんな意味で負担していると思います。

【池上会長】 ありがとうございます。現年課税に関する御議論をいろいろいただいております。

他の論点についてでも結構ですが、何かございましたら。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 そういう意味では、佐藤先生がおっしゃっていた1940年体制で事業者をお願いしていたというのが2040年には不可能になるということは、恐らく予想される。それは、個人の財布のような形でマイナポータルになるかどうかはともかくとして、それは、結局、個人に負担を転嫁することですよ、様々な業務を。

それから、結局、個人負担になっていったときに、事業所に負担転嫁できない税務当局は自ら膨大な負担を、さっきのカナダの例でいうとですね。それを考えると、佐藤先生が語っていなかった相当な2040年に対する何か、ただでさえ人手が不足しているのに、更に経済と技術のあり方は行政と個人に負担をかけると、およそ持続可能と思えないような変化が起きていて、その対策を多分考えないとならないということに今日気づいたということで、これは深刻な人手不足どころじゃないというか、くだらないシェアリングエコノミーとかのせいで、行政が多分崩壊しかねないという状態にあるということは恐ろしいなと思いました。

【池上会長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の金井先生の御指摘、そのとおりで、だからこそ簡素性だと思うんですね。だから、いろんな様々な控除、生命保険料控除も含めてだと私は思うんですが、あと、医療費控除もそうなんです。わざわざ制度を複雑にしていたのは、誰かが負担していた、年末調整とかで事業者側に負担を押しつけられたからなんですよ。でも、個人になってくると、そうはいかないわけですから、個人が処理できる範囲に税制は複雑さを抑えておかないといけないということなんだというふうには思うんですね。

だから、そういう視点、変な話、地方税は再分配とかいろんな要請はないので、もっとドラスティックに簡素化できるはずなので、やっぱり個人が納税に耐えられるレベルの税制にしませんかというのが一つ

あっていいし、あと、デジタル化なので、デジタル情報が使えるものにして、紙ベースで、例えば経費とかにしても、紙ベースで集めないといけないような情報を例えば控除の対象にするというのはやっぱりまずいわけなので、やっぱりとにかく簡素であるということがこれから求められる。意外と、これ、税制の枠の中で中立性、公平性、簡索性と言っているくせに、簡素ってどうしても税務の話だと思って、我々、こういう税制を考える人たちって議論してこなかった節がある。かえってああでもない、こうでもない複雑化させてきたという経緯があると思うんですね。租税特別措置はその典型例なんですけど、もうちょっと簡索性というところに我々はフォーカスしたほうがいいのかもしれないということだと思います。それも、私、感想です。

【池上会長】 ありがとうございます。

吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 まさにおっしゃるとおりで、多分、例として挙げられたイギリスなんてまさにその簡素の極、きわみで、税率も2段階しかないですし、控除も基本的には認めない。だから、源泉徴収だけで普通の人は終わっていて、よっぽど給付が必要な方だけがきめ細かい情報提供が必要になると。

だから、その情報、リアルタイムで目指しているイギリスの世界というのは、本当にもう入ってきたら10%税率を引いてしまって、そのあたりでリアルタイムで銀行の自動引き落としみたいな形で徴税をしていくというような世界で、でも、今、日本の税制がそれに行くというのは、多分、不可能だと思うんですね、紙ベースのものをかなり情報として持っていないと、そういう徴収はできませんし。だから、実際、デジタル化のための税制というふうな捉え方をしないと、かなりハードルというか、かなりギャップはあるなというふうに思っています。

【池上会長】 話がかなり大きくなってきていて、そういういろいろある書類が、今は確かに紙のものが多いわけですが、ではそれを全部デジタル化するとすると、これはどうやっていくのか、そういうことも考えなければいけないのだと思います。

他には、ございましたら。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 少し筋が違うんですけども、2040年ということで大事かなというふうに思っていることで、この前の金融庁の話題になった報告書も、一つは確かに老後の資産形成、iDeCoとかNISAを使って2,000万円という話で、今日の土居委員のお話ともかかわると思うんですけども、あの報告書のもう一つの柱というのは、認知症高齢者の金融資産というのが激増していくという話で、特に2040年になっていくと、今、1,800兆円ぐらいの個人金融資産、30%ぐらいが高齢者が持っている。75歳以上の認知症発症率が2040年、35%ぐらいになるといって、大体197兆円ぐらいが認知症高齢者の金融資産になっていくと。

そういう状況の中で、あの報告書のジレンマというのは、あくまで資産運用で老後、何とかマネージしながら、でも、その一方で認知症高齢者が急増していくという事態です。東京都なんかまさにこうした事態の中心になっていくのかなというふうに思うんですけども、これ、どなたに伺えばいいのか、ひょっとしたら石田委員に伺うべきかもしれません。成年後見人だとか、代理人だとかいうところの配置の仕方など、これは、金融業界も実はひそかに相当悩んでいるのではないかなというふうに思うんですけども。これ、狭義の税制の話じゃないのかもしれないですけども、大きな問題だと思います。

もう一つ、これ、佐藤委員からもお話があった給付付き税額控除、ユニバーサルタックスクレジットというのは、これは非常に合理的な考え方だと思うんですね。イギリスの例でいうと、稼働能力というか、労働ができるかどうかということジョブセンタープラスがちゃんと評価できていないところ

がすごくいろんな問題を引き起こしてはいるんですけども、それを除けば税と社会保障の一体化というのは非常に合理的だと思うんですけども、ただ日本で、特に給付付き税額控除を考えたときに、どこがやる気があるのかということで、厚労省はそういう所得保障を手放す気はないと思うし、財務省は引き受ける気がないし、政治的には三党合意か何かでちゃんとみんなそろっているんですけども、きっかけがないのかなど。これ、もし、フィージビリティがあるとすれば、どんなところで見出していけばいいのかというのを何かコメントをいただければなど。

【佐藤委員】 これ、私のアイデアではなくて、もともと、うちの田近先生が昔から言っている、オランダがそうだからと思うんですけど、いわゆる控除を社会保険料と通算して認めたらどうかという考え方なんです。つまり、あげるといふ行為があるから面倒くさいことになるので、ならば、所得税と社会保険料を合算してしまって、そこに控除を適用すると。勤労性の控除を適用する。大体でいうと所得税はマイナスになるので、でも、彼らは社会保険料を払っている人たちなので、社会保険料から差っ引いてあげると。当然、それ、厚労省は文句を言うので、そこは当たり前だから、予算的にはちゃんと補填してあげておくことを前提にすれば、払う側はそこで減税、社会保険料で減税という形で恩恵を得られますので、そうすると、給付という形をとりたくないのであれば、今言ったような社会保険料との通算を認めるというやり方は、これはオランダの実践例としてありますので。

【池上会長】 ありがとうございます。いろいろと工夫の仕方はあるということですね。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 宮本先生がおっしゃった、要は個人化していくという流れにもかかわらず、その個人というのは認知症になっていくというのが日本であると。それもフィージビリティがないわけですね。個人化をどんどんしていくということは、要は、個人が処理できないといけないけど、我々も含めて、恐らくみんな個人で処理できない人間が大量に発生するということが、それ自体、もう制度上、解が多分ないんですよ。

後見人とか親族とか、大体出てきたら年金を奪っていくとか、資産をおろすとか、大体トラブルの原因ですからね、その周りには連中というのはね。それも管理しないといけないということだから、個人化とデジタル化というのは全然解決策になっていないんですよ。だから、多分、集団化はしなきゃいけないんだけど、その集団を引き受ける企業がもはやないということで、じゃあ自治体がやれといったら、自治体もその力がないということで、多分、だから、2040年は答えがないんですよ。それは、多分、技術の流れからいって、人口構成からいくと、相当深刻な話、デジタル化も結局、デジタルをやるといえば、紙ベースが残らざるを得ないというか、デジタル弱者が出てきて、その人のケアが必要になってくると。結局、多分無理ですよ、お話を伺っている限り。

【池上会長】 無理です、で終わってしまうと調査会にならないので、何か考えましょうとしか今は言えませんが。確かに、最近も生命保険会社あたりから、いざというときに誰に連絡をしたらいいんですか、ちゃんと登録してください、みたいなお知らせがたくさん来るわけです。まさにその流れの一環かとは思いますが。

しかし、今言われていたとおり、その人は本当に安心できるか、そこが危ないということになると、ではそういう誠実な後見人といった人をどうやって確保するのかということも、これもまた課題になってくると思います。

いかがでしょうか、何かありましたら。よろしいでしょうか。

本日は、9時半から始めましたので、一応、時間的には2時間10分ほど経過しております。もし何もないようでしたら、本日の議論はここで閉めさせていただきますと考えております。

それでは、最後に、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

**【高瀬税制調査担当課長】** 第3回小委員会の日程についてお知らせいたします。次回は8月22日、木曜日、午前10時から開催させていただきます。場所は都庁第二本庁舎31階21会議室を予定しております。第3回小委員会では、法人課税のあり方について御審議いただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

**【池上会長】** それでは、本日の議事を終了します。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。これをもちまして、第2回小委員会を閉会とさせていただきます。